

【ドイツ】全国規模の流行状況認定終了を機とする感染症予防法等の改正、放射線防護法関連規則改正、連邦議会議事規則改正、入国規則等改正

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 2021年11月23日に全国規模の流行状況認定終了後の措置の根拠を感染症予防法に規定し、接種証明不正等の罰則強化及びコロナ対策の期限延長を行う法律が公布され、同年10月から11月までに、放射線防護法関連規則、連邦議会議事規則、入国規則等が改正された。

1 全国規模の流行状況の認定の終了を機に、感染症予防法等を改正する法律

(1) 制定及び概要

ドイツ連邦議会は、2020年3月25日に、感染症予防法第5条を「全国規模の流行状況」に改正し、連邦議会による全国規模の流行状況の認定を、連邦全域で統一的な感染症対策を行う法的根拠とする法律¹を可決した。以降、繰り返し全国規模の流行状況の継続が認定されてきた²が、2021年11月23日に、継続の認定を行わないことを前提とする「全国規模の流行状況の認定の終了を機とし、感染症予防法等を改正する法律」³（全34か条）が公布された⁴。

同法は、①全国規模の流行状況を認定しなくても、連邦全体で統一的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策を実施できるよう、感染症予防法を改正すること、②3Gルール（ワクチン接種（geimpfte）、感染からの回復（genesene）又は陰性検査結果（getestete）の証明義務。なお、2Gルールは、接種及び回復の証明義務）の徹底のため、不正な証明に対する罰則を強化すること、③現行の様々なコロナ対策措置の期限を延長することを主な目的とする。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

¹ いわゆる住民保護法（Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 587)）；泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4, 6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

² 2020年3月25日に、連邦議会は、全国規模の流行状況は同月28日から有効と認定し、継続は2020年11月18日、2021年3月4日、6月11日、8月31日に認定した。Bekanntmachung des Beschlusses des Deutschen Bundestages über die Feststellung des Fortbestehens der epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 31. August 2021 (BGBl. I S. 4072)

³ Gesetz zur Änderung des Infektionsschutzgesetzes und weiterer Gesetze anlässlich der Aufhebung der Feststellung der epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 22. November 2021 (BGBl. I S. 4906). 第1条：感染症予防法改正、第2条：刑法典改正、第3条：社会法典第2編改正、第4条：社会法典第3編改正、第4a条：社会法典第4編改正、第5条：社会法典第5編改正、第6条：社会法典第5編の更なる改正、第6a条：社会法典第6編改正、第7条：介護及びリハビリテーション施設経済的保障協定期間延長規則の改正、第8条：社会法典第11編改正、第9条：社会法典第12編改正、第10条：連邦年金法改正、第11条：芸術家社会保険法改正、第12条：労働保護法改正、第13条：SARS-CoV-2労働保護規則改正、第14条：連邦児童手当法改正、第15条：連邦教育促進法改正、第16条：向上訓練促進法改正、第17条：介護時間法改正、第18条：家族介護時間法改正、第19条：病院未用法改正、第20条：社会サービス事業者投入法改正、第20a条：COVID-19防護措置免除規則改正、第20b条：衛生定額金規則改正、第20c条：農業者老齢保障法改正、第20d条：刑事上の国際相互援助に関する法律第6次改正法の改正、第20e条：病院財政法改正、第20f条：病院の経済的保障のための更なる措置を規制する規則の改正、第20g条：官吏恩給法改正、第20h条：軍人恩給法改正、第20i条：重度障害者代表選挙規則改正、第20j条：医療看護介護改善法改正、第21条：基本権の制限、第22条：施行。第21条は、身体の不可侵（基本法第2条第2項第1文）、集会の自由（同第8条）及び移動の自由（同第11条第1項）の制限を規定する。施行日は、第4条、第5条及び第8条は2022年1月1日、第6条は2023年1月1日、その他は公布翌日（2021年11月24日）。

⁴ SPD・緑の党・FDP（連立与党）の提出法案（BT-Drs. 20/15）が修正されて、2021年11月18日に連立3党の賛成、AfDの反対、CDU/CSU及び左派党の棄権により、連邦議会で可決され、翌19日連邦参議院可決、同月22日に連邦大統領署名、翌23日公布された。新たな感染拡大中の全国規模の流行状況認定の終了には、反対意見もあった。

(2) 感染症予防法改正と統一的な防護措置

感染症予防法の改正によって、連邦全体に適用可能な防護措置の一覧(第28a条)⁵に関して、①全国規模の流行状況認定が終了しても、COVID-19まん延防止のために必要な措置を採ることができるようにし(同条第7項改正)、②特定の州においてCOVID-19まん延の具体的な危険性がある場合には、当該州の州議会の議決により、特定の防護措置の適用を行うことができるようにし(同条第8項新設)、③全国規模の流行状況認定が終了する2021年11月25日までに施行された防護措置の期限を最長2021年12月15日まで延長し、④同条第7項及び第8項の規定による法規命令及び命令の効力を2022年3月19日までとし、ただし、⑤連邦議会はこの期限を1回に限り最長3か月まで延長できる(同条第10項)と規定した。

具体的な統一的防護措置は、次のとおりである。①**職場での3Gルール**：3G証明ができる被用者のみ、出勤が可能である。雇用主は、被用者の証明義務のうち、検査証明に関しては毎日、監視及び記録を行わなければならない、また、被用者の接種状況の調査を行うことができる(違反時には、雇用主と被用者双方への処罰、被用者には労働法上の影響の可能性)。雇用主は、被用者の勤務時間中の予防接種を支援しなければならない。在宅勤務義務(雇用主が被用者にできるだけ在宅勤務させる義務)が、再開される。コロナ市民検査は、再度、無料となる。②**施設での検査義務**：介護、リハビリテーション、障害者支援等の施設では、従業員、事業主、施設訪問者(入居者の親族、宅配便配達者、施療者等)は、接種者や回復者も、検査義務が課せられる。従業員の検査義務は監視される。③**公共交通機関**：公共交通機関・航空輸送の乗客・乗務員等に、3Gルールが適用される(学校の生徒、タクシー乗車は対象外)。④**州の権限**：州が州法により実施することができる規制は、社会的距離、接触制限、マスク着用義務、衛生計画策定義務、3Gルール及び2Gルール、学校・大学・教育機関への条件設定等である。ただし、夜間外出禁止、学校・保育施設の一斉閉鎖、飲食業・小売業の休業、宗教行事や集会の全面的禁止、スポーツ行事の禁止、旅行・宿泊の禁止を行うことはできない。

(3) 接種証明等の不正に対する罰則強化

感染症予防法の改正では、罰則⁶の対象に、検査の実施・監視の記録の不正が追加された。

刑法典の改正では、接種証明や検査証明に関する規定が加えられ、また、ビジネスや犯罪集団による不正の厳罰化が行われた。第275条「公的身分証明偽造準備」では、条見出しに「不正な接種証明の作成準備」が加えられ、不正な接種証明の作成準備⁷は2年以下の自由刑及び罰金刑に処され、ビジネス又は犯罪集団による場合は3か月以上5年以下の自由刑に処されると規定された。第277条「診断書の無認可発行」では、無資格者による発行に1年以下の自由刑又は罰金刑が科され、第278条「不正な診断書の発行」では、医師等による不正発行に2年以下の自由刑又は罰金刑が科され、第277条及び第278条に関してビジネス又は犯罪集団による不正発行には3か月以上5年以下の自由刑が規定され、この不正発行には接種証明と検査証明が含まれると明記された。第279条「不正な診断書の使用」と第281条「証明書の濫用」では、

⁵ 感染症予防法第28a条「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のまん延を防止するための特別な防護措置」

⁶ 第75a条「更なる罰則規定」では、接種証明の不正発行は2年以下の自由刑又は罰金刑、偽造証明書の使用は1年以下の自由刑又は罰金刑が規定される。泉真樹子「【ドイツ】第4次住民保護法(「緊急ブレーキ」等)、ワクチン接種者・回復者等への規制免除、入国規則、教育への免除等、季節労働者特例」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, p.5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11693542_po_02880101.pdf?contentNo=1>

⁷ 記入前の白紙の予防接種証明書を入手すること、不正な接種記録を記入すること等。BT-Drs. 20/15, S.5

いずれも1年以下の自由刑又は罰金刑に処されると規定された。

(4) 各種のコロナ対策措置の期限延長

①病院・医療施設への支援：コロナ患者入院に関する追加の看護報酬を、2021年11月1日から2022年3月19日まで付与する。②介護制度維持のための措置：認定介護サービス提供に関するコロナ関連の追加支出・収入減の補填⁸等を、2022年3月末まで延長する。③家族給付関連：最低所得保障制度へのアクセス簡易化⁹及び児童付加給付¹⁰における資力審査の簡易化¹¹を、2022年3月末まで延長する。児童疾病手当¹²の特例¹³について、2022年も30日（ひとり親は60日）とする。介護休暇の20日への引上げ¹⁴を、2022年3月末まで延長する。④社会サービス事業者の支援：コロナ禍において社会サービス提供を継続させ、社会インフラを維持するための社会サービス事業者投入法¹⁵の期限を、2022年3月19日まで延長する。⑤芸術家等の支援：芸術家社会保険における芸術以外の追加収入と芸術活動による最低所得制限の特例¹⁶を、2022年末まで延長する。⑥社会保障制度関連：医師確保のため、予防接種センター勤務医師に対する社会保険料の免除¹⁷を、2022年4月30日まで延長する。早期退職年金受給者の就業を妨げないよう、稼得所得の老齢年金減額免除上限額¹⁸を2022年も引き上げ、46,060ユーロ¹⁹とする。

2 各種規則改正

(1) 放射線防護法関連規則—専門知識の習得期限の延長—

2021年10月14日に公布された規則²⁰（翌15日施行）により、「放射線防護法を更に現代化

⁸ Verordnung zur Verlängerung des Zeitraums für Vereinbarungen zur wirtschaftlichen Sicherung der Vorsorge- und Rehabilitationseinrichtungen (VREVerVV k.a.Abk.)vom 7. Juni 2021 (BGBl.I S.1710)

⁹ 社会法典第2編（求職者基礎保障）第67条「COVID-19パンデミックによる社会保障アクセスの簡略化手続、命令授権」による。社会保護パッケージで規定された。泉 前掲注(1), pp.5-6.

¹⁰ Kinderzuschlag. 働いても同居する子の生計を維持する十分な所得が得られない親への現金給付。

¹¹ 社会保護パッケージによる改正により、連邦児童手当法第20条第6a項で規定。泉 前掲注(1), p.5.

¹² Kinderkrankengeld. 子の看病で働けない労働者に対する現金給付で、社会法典第5編（法定医療保険）第45条に規定し、通常は、子1人当たり暦年10労働日（ひとり親については同20労働日）である。

¹³ パンデミックによる学校・保育所閉鎖時の育児も対象とされ、日数も2021年は子1人当たり30日（ひとり親60日）に引き上げられ、労働者の受給最高日数も65日（ひとり親の場合130日）に拡充された。泉 前掲注(6), p.3.

¹⁴ コロナ禍の介護者不足や通所サービス停止により、要介護者の家族が緊急に仕事を休む場合に、20労働日まで休業手当の請求を認めた。泉眞樹子「【ドイツ】児童・青少年のためのアクションプログラム、「全国規模の流行状況」終了後の法規命令の効力延長、税務官教育、芸術家社会保険等」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, p.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11767234_po_02890102.pdf?contentNo=1>

¹⁵ コロナ禍で運営が制限される障害者作業所、リハビリ施設、雇用促進施設等の社会的インフラを維持するため、社会サービス提供に責任を負う官庁等の給付運営者（Leistungsträger）は、特定の社会サービス事業者に対し、毎月、助成金を支払う（特別保証委任）。泉眞樹子「【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージⅢ、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668874_po_02870201.pdf?contentNo=1>

¹⁶ 自営の芸術家、ジャーナリスト等が加入する芸術家社会保険への加入要件に関して、芸術活動以外の自営業収入があっても月額1,300ユーロ以下であれば、被保険者資格を失わない（泉 前掲注(14), p.8.）。また、通常、芸術活動及びジャーナリスト活動による所得が年間3,900ユーロ以下の場合には、社会保険加入義務が免除されるが、2020年及び2021年についてはこの限度額を下回っても、保険加入が維持される（泉 前掲注(15), p.5.）。

¹⁷ 予防接種センター業務からの報酬は、社会保険料の賦課を免除する。泉眞樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析—」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, p.12. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659060_po_02870104.pdf?contentNo=1>

¹⁸ 通常の支給開始年齢到達前に年金を受給する者は、通常、稼得所得が年間6,300ユーロまでは、老齢年金減額を免除されるが、この上限が44,590ユーロに引き上げられた。泉 前掲注(1), p.6.

¹⁹ 1ユーロは約131.08円（令和3年12月分報告省令レート）。

²⁰ 放射線防護法を更に現代化する規則を改正する規則—コロナウイルスによる流行状況の影響を緩和するための

する規則」²¹第4条²²の一部の施行日(2021年12月31日)が、2022年12月31日に改正された。同規則第4条は、放射線の人体への利用に関する設備の安全な運用及び当該設備の使用者の専門知識に関する要件を定めるものである。コロナ禍の外出制限・接触制限等により、新たな専門知識習得のための必要な研修が2021年末まで実施できず、また、収入が減少した小規模業者には研修参加費用が負担となること等に鑑み、施行日を更に1年遅らせる。

(2) 連邦議会議事規則改正

連邦議会議事規則²³第126a条「COVID-19による一般的な障害に基づく議事規則の特別適用」は、2020年4月の改正²⁴により、時限的に置かれた条文である(同年3月25日に遡って施行)。同条の主な内容は、連邦議会の本会議及び委員会における定足数の緩和(通常は過半数だが、4分の1超の出席で定足とする。)、委員会審議における電子的通信手段による参加の容認等で、同年9月30日まで適用され、又はそれ以前に連邦議会が廃止できる旨、規定されていた。その後、数次にわたる改正²⁵で期限は延長されてきたが、2021年11月8日に新たな改正が公示され²⁶、第126a条の適用期限を同年12月31日まで延長し、また、定足数緩和を廃止し、本会議及び委員会での電子的通信手段による出席を容認する旨、規定した²⁷。

(3) コロナウイルス入国規則、検査規則、サーベイランス規則、ワクチン接種規則の改正

2021年11月8日の改正規則²⁸により、コロナウイルス入国規則²⁹の廃止が、2022年1月15日に延長された。同年11月12日の改正規則³⁰により、コロナウイルス検査規則³¹の廃止が2022年3月31日に延長され、コロナウイルス・サーベイランス規則³²の廃止が同年9月30日に延長された。2021年11月15日の改正規則³³により、コロナウイルスワクチン接種規則³⁴の期限が2021年末から2022年4月30日まで延長された。

期限変更— Verordnung zur Änderung der Verordnung zur weiteren Modernisierung des Strahlenschutzrechts - Friständerung zur Milderung der Folgen der epidemischen Lage aufgrund des Coronavirus vom 8. Oktober 2021 (BGBl. I S. 4646)

²¹ Verordnung zur weiteren Modernisierung des Strahlenschutzrechts vom 29. November 2018 (BGBl. I S. 2034). 2017年制定の放射線防護法(Strahlenschutzgesetz vom 27. Juni 2017 (BGBl. I S. 1966))の施行のため、具体的な規制を補足する法規命令(全20か条)で、2018年12月5日に公布され、一部を除き、同月31日から施行された。放射線防護法については、次を参照。泉眞樹子「【ドイツ】放射線防護法の制定」『外国の立法』No.280-1, 2019.7, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11302597_po_02800106.pdf?contentNo=1>

²² 人体への利用の際の放射線の有害作用からの防護に関する規則 Verordnung zum Schutz vor schädlichen Wirkungen nichtionisierender Strahlung bei der Anwendung am Menschen vom 29. November 2018 (BGBl. I S. 2034, 2187)

²³ Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages vom 25. Juni 1980 (BGBl. I S. 1237)

²⁴ Bekanntmachung zur Änderung der Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages vom 25. März 2020 (BGBl. I S. 764)

²⁵ Bekanntmachung vom 17. September 2020 (BGBl. I S. 2067); Bekanntmachung vom 17. Dezember 2020 (BGBl. 2021 I S. 97); Bekanntmachung vom 25. März 2021 (BGBl. I S. 734); Bekanntmachung vom 24. Juni 2021 (BGBl. I S. 2868)

²⁶ Bekanntmachung zur Änderung der Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages vom 26. Oktober 2021 (BGBl. I S. 4830)

²⁷ また、連邦議会議員の透明性に関する規定を整理するため、連邦議会議事規則の第18条「行為規範」及び附則1「連邦議会議員の行為規範」が廃止された。泉眞樹子「連邦議員透明性規定を改善し、刑法第108e条の罰則範囲を拡張する法律」『外国の立法』No.290-1, 2022.1, p.40. 連邦議会議員の行為規範については、次を参照。古賀豪「ドイツ連邦議会議員のための行為規範の改正」『外国の立法』No.229, 2006.8, pp.114-132. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000351_po_022904.pdf?contentNo=1>

²⁸ Erste Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Einreiseverordnung vom 8. November 2021 (BAnz AT 08.11.2021 V1)

²⁹ Coronavirus-Einreiseverordnung vom 28. September 2021; 泉眞樹子「【ドイツ】全国規模の流行状況継続、2021復興支援法による感染症予防法等改正、接種・検査・入国関係、労働関係、介護保険関係の規則」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.3-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11863391_po_02890201.pdf?contentNo=1>

³⁰ Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Testverordnung, der DIVI Intensiv-Register-Verordnung und der Coronavirus-Surveillanceverordnung vom 12. November 2021 (BAnz AT 12.11.2021 V1)

³¹ Coronavirus-Testverordnung vom 21. September 2021 (BAnz AT 21.09.2021 V1); 泉 前掲注(29), p.4.

³² Coronavirus-Surveillanceverordnung vom 18. Januar 2021 (BAnz AT 19.01.2021 V2); 泉 前掲注(17), p.13. 第1次改正規則(BAnz AT 10.06.2021 V1)により、規則の廃止が2022年3月31日に延長されていた。

³³ Zweite Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Impfverordnung vom 15. November 2021 (BAnz AT 15.11.2021 V1)

³⁴ Coronavirus-Impfverordnung vom 30. August 2021 (BAnz AT 31.08.2021 V1); 泉 前掲注(31)